

平成 2 9 年度
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会

事 業 計 画 書

目 次

I	基本方針	1
II	重点事業	2
III	事業実施計画	
	会務の運営	10
	総務課所管事業	11
	地域福祉課所管事業	13
	高齢・障害者権利擁護センター所管事業	17
	在宅サービス課所管事業	20

平成29年度社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

近年の社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の進行や単身世帯、高齢者世帯の増加に伴う世帯構成の変化、社会的孤立、非正規雇用等の増加に伴う生活困窮、子どもの貧困や虐待、ひきこもり等により身近で深刻な生活課題が顕在化しています。

また、地震や水害等の自然災害を教訓として、平時における地域でのたすけあい活動やボランティア活動の重要性が大きく取り上げられており、これらの様々な問題を解決するためには、住民相互の「つながり」、「絆」の構築や地域の福祉力向上が一層強く求められています。

地域福祉への期待が増大するなか、国は「我が事丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、子ども、高齢者、障害者等の住民が、必要に応じた支援を受けつつも、役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働し、暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、今後の福祉改革を進めていくこととしています。

このような状況を踏まえ、本会としては、昨年度、さいたま市の地域福祉推進の方向性や目標、本会のあり方を明らかにするとともに、実施事業の整理や新規事業の検討を重ね、第2次さいたま市地域福祉活動計画の改訂を行いました。

第2次さいたま市地域福祉活動計画の基本理念である「地域に生きる一人ひとりがその人らしく、安心して暮らせるまちをつくります。」「住民一人ひとりの主体的な参加と協力のもとに、共に支えあい、お互いを理解し合う地域福祉をめざします。」の実現を目指し、様々な分野における福祉団体、福祉関係機関等との連携を図り、今年度は「地区社会福祉協議会への活動支援」「生活支援体制整備事業の推進」「権利擁護の推進」「福祉人材の育成」の4つの事業について重点を置き、活動を展開してまいります。

II 重点事業

1 地区社会福祉協議会への活動支援

住民主体の地域福祉活動が活性化されるよう、各地区社会福祉協議会の自主的な活動展開を支援する。

今年度においては、住民の福祉活動への参加を促す方法の1つとして、本会ホームページの地区社会福祉協議会ページを拡充するとともに、地域の社会福祉法人や福祉施設と協働した取り組みを推進するため、地域福祉活動補助金に補助項目を新たに加え、地域特性に応じた福祉活動について、地区社会福祉協議会と共に積極的に推進していく。

【内容】

1 地域福祉行動計画の策定

地域のニーズを把握する活動を地区社会福祉協議会と連携・協働して行うとともに、新規及び平成29年度に最終年を迎える地区社会福祉協議会の地域福祉行動計画が切れ目なく策定されるよう支援していく。

○新規策定地区数： 2地区 ○再策定地区数： 12地区

2 地域福祉行動計画の進行管理・評価

策定した地域福祉行動計画の内容を着実に推進し、実現を図るため、各事業の進捗状況の把握、評価といった進行管理について検討する場である「地域福祉推進委員会」が設置されるよう支援していく。

○地域福祉推進委員会設置済の地区社会福祉協議会を5地区増やし、32地区での設置完了を目指す（平成28年度：27地区設置完了）

3 住民の福祉活動への積極的な参加のための情報提供

本会ホームページにおいて、地区社会福祉協議会のページを拡充し、活動内容を紹介するとともに、イベント情報や担い手募集等の情報を掲載して住民の福祉活動への参加を促す。

4 地域福祉活動補助金の交付

地域福祉活動補助金の補助項目を整理し、新たに設定した次の項目を含め、地域福祉活動の活性化を図る。

(1) 地域の社会福祉法人や福祉施設と協働した取り組み（新設）

地域のニーズを把握した上で、社会福祉法人や障害者・高齢者等福祉施設と協働した課題の解決に向けた取り組みに対し、その取り組み費用の一部を補助する。

○補助上限額：5万円

(2) 障害者や子育て中の親子などを対象としたサロン活動（新設）

地域内のつながりを作ることを目的とし、地域の障害者や子育て中の親子等が気軽に立ち寄り交流を深める場を提供する活動に対し、その活動費の一部を補助する。

○補助上限額：5万円



(3) 見守り活動

気になる高齢者等を何気なく見守る（玄関や郵便受けに新聞や郵便物がたまっている、電気が点いたまま、雨戸が閉まったままなど生活の様子を気にかける）活動や、孤立の防止・解消を目的とし、支援を要する高齢者世帯等に訪問して直接コミュニケーションを図りながら健康状態や生活状況の変化を把握する活動に対し、その活動費の一部を補助する。

○補助上限額：①ゆるやかに見守る活動 10万円

②ゆるやかに見守る活動＋訪問による見守り活動 15万円

(4) 支えあい活動

孤立の防止・解消を目的とし、支援を要する世帯に訪問して軽易な日常生活上の援助（電球の交換や買い物の手伝い、草取りなど）をする活動に対し、その活動費の一部を補助する。

○補助上限額：10万円



【その他の補助項目】

- ・地域住民への情報提供（補助上限額：5万円）
- ・地域住民を対象とした福祉講座（補助上限額：5万円）
- ・地域福祉推進委員会の設置・運営（補助上限額：2万5千円）
- ・高齢者を対象としたサロン活動（補助上限額：5万円）
- ・その他（補助上限額：3万円）

5 会議・研修の開催

地区社会福祉協議会活動の一層の活性化への支援として、次の会議・研修を継続的に開催する。

(1) 地区社会福祉協議会連絡会

地区社会福祉協議会相互の情報の共有、地区社会福祉協議会が抱える課題の把握とその解決に向けた検討等を行うための連絡会を開催する。

(2) 地区社会福祉協議会役員研修

地区社会福祉協議会役員等の専門知識の習得等を図るための研修を開催する。

(3) 地域福祉講座

地区社会福祉協議会役員等に対して、他市の先進事例等を紹介し、情報共有を図るための講座を開催する。

(4) 地域福祉コーディネーター研修

地域福祉コーディネーターに対して、専門知識の習得や見識の向上を図るための研修を実施する。

(5) 地域福祉コーディネーター連絡会

地区社会福祉協議会の課題等の把握及び情報の共有を図るため、各区の地域福祉コーディネーター連絡会を定期的実施する。

【予算額】 99,097千円

2 生活支援体制整備事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、地域における一体的な生活支援・介護予防サービス（以下、「生活支援等サービス」という。）の提供体制を整備し、地域包括ケアシステムの構築を推進する。第1層高齢者生活支援コーディネーターは、市内全域における生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みを行い、第2層高齢者生活支援コーディネーターが日常生活圏域を単位とした地域ごとに、地域の実情に即した高齢者の生活を支援する体制づくりに取り組めるよう支援する。

今年度においては、新たに地域の担い手養成研修事業等を実施し、市内全域で、生活支援等サービスを創出するための人材育成につながる取り組みや、活動の場づくりを推進し、地域の生活支援体制の整備を更に進めていく。

【内容】

1 第1層高齢者生活支援コーディネーターに関すること

(1) 第1層高齢者生活支援コーディネーターの配置

市内全域で事業が推進するよう、第1層高齢者生活支援コーディネーターを配置し、日常生活圏域に配置された第2層高齢者生活支援コーディネーターへの支援や、市内全域で事業が推進するよう取組みを行う。

(2) 第1層高齢者生活支援コーディネーターの業務

- ① 市内の社会資源や先進事例等情報の収集及び発信
- ② 不足するサービス等資源開発のための人材育成及び活動の場の確保（新規）
- ③ 市全域の資源開発につながる関係者間のネットワーク構築のための会議等への参画
- ④ 住民及び関係者への事業普及啓発の取組への参画
- ⑤ 第2層高齢者生活支援コーディネーターへの個別支援
- ⑥ 第2層高齢者生活支援コーディネーターを対象とした市全域での連絡会や研修会の実施

2 高齢者生活支援推進協議会に関すること

(1) 高齢者生活支援推進協議会の設置

第1層高齢者生活支援コーディネーターが地域で円滑に活動するための組織的補完として、生活支援等サービスの多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働の場として高齢者生活支援推進協議会を設置する。

(2) 高齢者生活支援推進協議会の機能強化

- ① 資源開発につながる関係者間のネットワーク構築
- ② 住民及び関係者への事業普及啓発
- ③ 市全体の生活支援等サービスに係る社会資源の把握

区	市域	西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	
日	10/20	1/20	1/16	1/17	1/20	12/14	12/12	1/25	12/16	1/27	12/21	
人数	300	64	61	42	40	32	33	59	51	104	84	870

3 地域の担い手養成研修事業の実施（新規）

元気な高齢者を対象とし、参加者が、新たな人材として自治会や地区社協、ボランティア団体、NPO 法人、企業などでの多様な活動の場において、活躍できるよう養成研修を実施する。地域活動の経験がない方でも、参加できるようになるための基礎的な内容とし、高齢者の社会参加の場として、高齢者の生きがい・介護予防の促進につながる機会とする。

【養成方法】

- ①講義、演習を組み立てた 3 日間の座学
- ②研修科目：委託者との協議による研修内容
- ③修了証の発行

【終了後の活動促進】

- ①「地域の担い手」として、地域活動の理解、地域活動への参加、有償・無償ボランティアなどへの参加者となり得る。
- ②「家事支援型訪問介護サービスの担い手」…事業所の OJT 研修（さいたま市が決めたカリキュラム）を受けることで、「一定の研修修了者」として事業所に所属し活動が可能となる。

H28 年度担い手養成研修カリキュラム



1 日目	2 日目	3 日目
介護保険制度の理解	コミュニケーション	地域資源などの紹介
高齢者の理解	守秘義務・個人情報の取り扱い	演習（地域活動の理解）
認知症の理解	レクリエーション・運動指導	

【予算額】 17,624 千円

3 権利擁護の推進

認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が低下した方が、地域で安心して生活が送れるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進する。

また、市民に対する権利擁護的相談及び支援を行う関係機関に対して、専門性を更に強化するための相談等を実施する。

今年度においては、成年後見制度の利用に関する相談や後見等の開始申立てに関する書類の作成等を支援することや、ひとり暮らし高齢者等の入院や施設入所の際の保証機能などのサービスについて、実施に向けた検討を新たに行い、地域における権利擁護体制の一体的拡充を図る。

【内容】

1 法人後見事業の実施

(1) 法人による受任

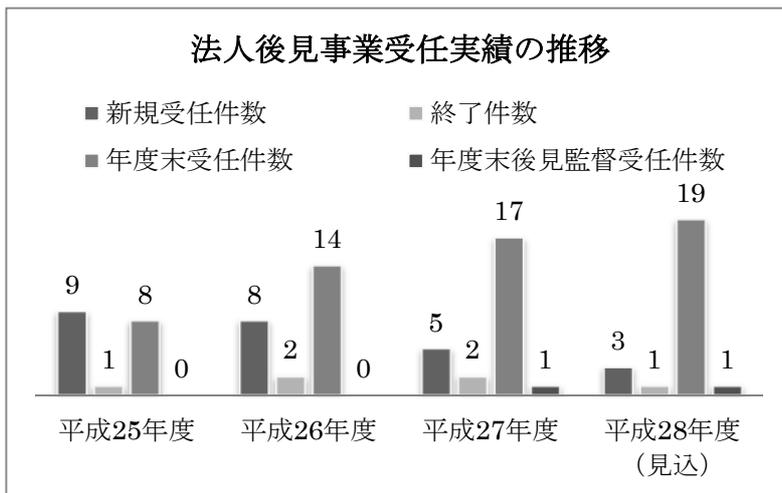
親族、資産及び所得の状況から、他に適切な後見人等が得られない方に対し、本会が受任し後見活動を行うことにより、成年被後見人等の権利擁護に努める。

(2) 市民後見人への移行調整と監督の実施

法人で受任した事案のうち、状況が安定しているものについては、家庭裁判所と調整の上、市民後見人へ移行する。また、本会は後見監督人等として、市民後見人の活動が適正なものとなるよう監督する。

(3) 関係機関を対象とした相談窓口の設置

福祉事務所、地域包括支援センター、障害者生活支援センター等の関係機関から寄せられる成年後見制度利用に関する相談に応じるため、相談窓口を新たに設置する。



2 (仮称) 成年後見制度利用総合支援事業の実施検討 (新規)

低所得世帯に属する方等を対象に、成年後見制度の利用に際し、後見等の開始申立てを行う方からの相談に応じるとともに、申立てに関する書類の作成等を支援する事業について、平成30年度の実施に向けて、事業実施方法の検討や要綱等の整備を行う。

(1) 実施に向けた調査・研究

先進地での取り組み状況や本市での社会資源の状況等について調査を行う。

(2) 事業実施検討委員会の開催

関係機関や専門職団体等によって構成する検討委員会を立ち上げ、事業内容や実施方法等についての調整を図る。

3 日常生活自立支援事業の実施

(1) 事業内容の明確化及び調査方法の適正化に関する見直し

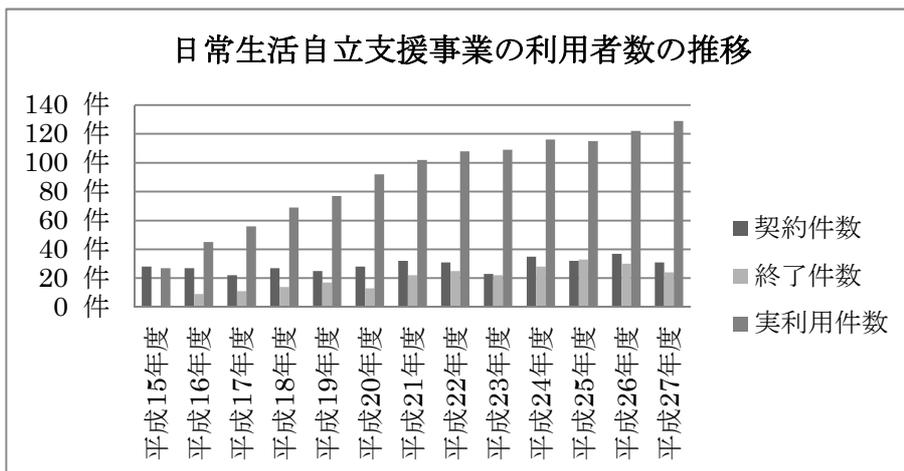
利用要件やサービス内容等の明確化を図り、市民、関係者に周知するとともに、利用の申請から開始までの調査方法等の適正化を図るための検討を行う。

(2) 専門員、生活支援員の資質向上のための研修の実施

複雑化するケースに対応するために、関係機関との連携を強化するとともに、適切な援助のために必要な知識や技術を得ることを目的とした研修を実施する。

(3) 利用料補助制度の拡充の検討

現行の利用料補助制度を見直し、本事業の一層の利用促進につながるよう拡充を検討する。



4 (仮称) 高齢者くらしあんしん事業の実施検討(新規)

契約能力がある高齢者と契約し、低額又は無料で入院や施設入所時の保証機能等を担うことで住み慣れた地域で自立した生活を続けることが出来るよう支援する事業について、平成30年度の実施に向けて、事業実施方法の検討や要綱等の整備を行う。

(1) 実施に向けた調査・研究

先進地での取り組み状況や本市での社会資源の状況等について調査を行う。

(2) 事業実施検討委員会の開催

関係機関や専門職団体等によって構成する検討委員会を立ち上げ、事業内容や実施方法等についての調整を図る。

【予算額】 46,111千円

4 福祉人材の育成

福祉従事者及び活動者・市民に対し、福祉に関する学習や研修の機会を計画的・継続的に提供し、福祉人材の育成や資質の向上を図る。

今年度においては、厚生労働省の「福祉人材確保指針」に基づき、全国社会福祉協議会が開発した全国共通の研修体系である『福祉職員のキャリアパス対応生涯研修課程』の一部を新たに実施し、質の高い福祉人材の育成を更に進めていく。

【内容】

1 福祉施設等従事者研修

(1) 福祉施設等従事者研修の実施

福祉従事者として必要とされる共通の理念や知識、技術の習得などを図ることを目的として研修を実施する。

また、研修への参加によって、市内の従事者同士の「顔の見える」関係づくりを促進し、より質の高い人材育成と職場定着を図る。



対象	No.	研修名
初任者 ※新卒～2年程度の職員	1	新任者研修
	2	対人援助研修 I
	3	介護技術研修 I
中堅職員 ※入職後概ね3～5年程度の職員 ※初めて人材育成に携わる職員向け	4	中堅職員研修
	5	対人援助研修 II
	6	介護技術研修 II
チームリーダー ※近い将来、チームリーダーの役割を担うことが想定される中堅職員または主任・係長等に就いている職員	7	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 (新規)
管理者	8	管理者研修
各組織の担当者等	9	労務担当者研修
	10	職場内研修担当者研修
テーマ別 ※年次、階層は問わず※難易度は初級程度★初任者から中堅までの職員を想定し、初級程度のレベルに設定	11	福祉職場の救急救命法
	12	苦情解決制度研修
	13	権利擁護研修
	14	スーパービジョン研修
	15	記録の書き方研修
	16	多職種連携研修
	17	自由テーマ研修

(2) 研修実施機関連絡会の開催

研修を実施する他機関と連携し、市として計画的な研修が開催できるよう、また、従事者に求められる研修を企画できるよう現場の課題把握に努めるため、高齢・障害・児童に係る団体に参加を呼び掛け、研修実施機関連絡会を開催する。

2 地域福祉推進研修

地域の福祉推進を目的とする各種専門職・団体の福祉理念の醸成とスキルアップを図るための研修を実施する。

対象	No.	研修名
民生委員・児童委員 主任児童委員	1	民生委員・児童委員、主任児童委員研修Ⅰ
	2	民生委員・児童委員、主任児童委員研修Ⅱ
	3	民生委員・児童委員、主任児童委員研修Ⅲ
	4	主任児童委員研修
	5	会長・副会長研修
	6	新任民生委員・児童委員、主任児童委員研修
市内福祉施設職員 ボランティアグループ・市民活動団体 地区社協関係者 等	1	レク上手★になる研修
	2	コミュニケーション上手★になる研修
	3	広報上手★になる研修
市内福祉関係機関職員 地域住民 等	4	あんしんがいき まちづくりフォーラム (仮称)

3 市民向け研修

「福祉」に対する理解を深め、人権尊重意識の醸成と地域福祉の主體的な取り組みへの意識向上を図るための研修を実施する。

- ①幅広く市民の福祉に関する知識を高める研修
- ②福祉課題について考え、住民参加を促進し地域の福祉力を高める研修



【予算額】 11,218千円

Ⅲ 事業実施計画

会務の運営

事業名	概要
1. 役員会等の開催	<p>会務の適切な運営に向けて、事業の決定・執行を図るために理事会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事会 (2) 評議員会 (3) 監査会 (4) 三役会 (5) ボランティアセンター運営委員会 (6) 地域福祉推進委員会
2. 各種会議の開催	<p>事業の効率的な執行を図るために、次の会議等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市地区社協連絡会 (2) 区地区社協連絡会 (3) その他必要な会議
3. 政令市社会福祉協議会としての対応	<p>全社協関連会議への出席等、政令市社協としての業務に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定都市社協・民児連連絡協議会 (2) 指定都市社協常務理事・事務局長会議 (3) 指定都市社協総務担当部・課長会議 (4) 関東ブロック都県指定都市社協会長会議 (5) 関東ブロック都県指定都市社協常務理事・事務局長会議 <p>※本会が幹事として、平成29年7月21日に開催予定</p> <ul style="list-style-type: none"> (6) 関東ブロック都県指定都市社協総務部課長会議 (7) 関東ブロック都県指定都市社協組織・ボランティア業務担当者研究協議会 (8) 関東ブロック郡市区町村社協職員合同研究協議会
4. 役職員の研修	<p>人材育成基本方針に基づき、地域福祉推進の中核的役割を果たしていくために欠かせない活動や事業、組織運営を担う人材を計画的且つ継続的に育成していく。</p>
5. 防災・災害時への対応	<p>災害ボランティアセンターの運営について、県内外の社協、市民団体等と訓練を通じ平時からの関係構築を図り災害時の対応に備える。また行政と締結している災害ボランティアセンターに関わる協定書及び設置・運営マニュアルの見直しについて協議を続ける。</p>

総務課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度) 単位 千円
1. 社会福祉大会事業	社会福祉大会を開催し福祉の高揚と推進を図り、併せて福祉活動に対する協力者及び浄財寄贈者に対し感謝の意を表す。	1,832 (1,832) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 社会福祉大会事業
2. 歳末たすけあい事業	地区社会福祉協議会等と連携して、高齢者・障害者・福祉施設等に対して慰問及び福祉事業を実施する。	42,905 (43,410) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 歳末たすけあい事業
3. 広報紙発行事業	広報紙を発行し、本会事業を始め様々な福祉情報を幅広く提供するとともに、住民の地域福祉への主体的な参加を促す。	25,685 (25,244) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 広報紙発行事業
4. 地域福祉情報・研修センター運営事業	福祉に関する情報を適宜発信し、サービスの利用や住民の地域福祉活動への参加を促し、地域福祉の推進を図るため、本会のホームページの管理運営を行う。また、昨年度ホームページをリニューアルしたため、新しいページの周知に努める。 福祉従事者及び活動者・市民に対し、福祉に関する学習や研修の機会を計画的・継続的に提供し、福祉人材の育成や資質の向上、地域福祉の推進を図る。さらに、今年度から厚生労働省の福祉人材確保指針を受け全国社会福祉協議会が開発した「福祉職員のキャリアパス生涯対応研修課程」を新規に開始する。	1,328 (1,401) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 地域福祉情報・研修センター運営事業 720 (720) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 研修受託事業 【サービス区分】 社会福祉研修 (民生委員・児童委員研修)事業 9,170 (9,617) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 研修受託事業 【サービス区分】 福祉施設等従事者研修事業

5. 自動販売機設置事業	<p>公共施設等に自動販売機を設置し、その収益を自主財源に充当する。</p> <p>○自動販売機設置台数 平成29年4月1日 99台（見込）</p>	<p>自販機手数料収入</p> <p style="text-align: right;">20,022 (20,022)</p> <p>【事業区分】 収益事業 【拠点区分】 自動販売機設置事業 【サービス区分】 自動販売機設置事業</p>
6. 賛助会費	<p>会員募集運動を強化して自主財源の確保を図り、社会福祉の向上に努める。</p>	<p>収入見込額</p> <p style="text-align: right;">63,000 (63,000)</p>
7. 情報基盤整備事業	<p>社会福祉協議会の運営効率の向上のため、事務局と区事務所間に情報ネットワークを構築し、情報の共有化を図ったことによる維持管理等を行う。</p>	<p style="text-align: right;">5,375 (5,375)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 法人運営事業 【サービス区分】 法人運営事業</p>

地域福祉課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度) 単位 千円
1. 地域福祉活動推進事業	<p>市内48地区社会福祉協議会に対し、運営や活動等の支援を行う。</p> <p>○地区内の活動について、研修や情報交換等を行うと共に補助金を交付して活動を支援する。</p> <p>○市地区社協連絡会及び各区地区社協連絡会を開催する。</p> <p>○地区社協ごとに地域福祉行動計画を策定し、その円滑な実施に向けて支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉行動計画策定予定 2地区 ・地域福祉行動計画再策定予定 12地区 	<p>99,097 (83,797)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 地域福祉活性化事業 【サービス区分】 地域福祉活動推進事業</p>
2. 住民参加型在宅福祉サービス事業	<p>○あおぞらサービス 在宅で生活する単身高齢者又は障害（児）者等のうち、家事等の支援を必要とする者に対し、近隣住民（登録者：協力会員）による援助を行い、その福祉生活の向上を図る。</p> <p>○住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会 地域で活動を進める住民参加型在宅福祉サービス団体間の活動が、より円滑、効果的なものとなるよう、情報交換、連絡調整等のための定期的な連絡会を開催する。</p>	<p>21,216 (21,216)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 地域福祉活性化事業 【サービス区分】 住民参加型在宅福祉サービス事業</p>
3. 宅配食事サービス事業	<p>一人暮らし高齢者等に対し、定期的に食事の宅配をすることにより健康保持を図り、孤独感の解消や安否確認を行う。また、事業を通じて地域住民相互の福祉活動の活性化を図る。</p>	<p>126,544 (138,787)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 宅配食事サービス事業</p>
4. ふれあい会食推進事業	<p>一人暮らし高齢者を対象に、地域を中心としたふれあい会食推進事業を実施することにより、孤独感の解消などを図る。</p>	<p>22,806 (22,497)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 共同募金配分金事業 【サービス区分】 ふれあい会食推進事業</p>

5. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者とその他の方との意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、社会参加の促進につながる円滑なコミュニケーションを図る。	29,520 (32,038) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
6. 聴覚障害者相談員設置事業	聴覚障害者の日常生活上の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、その他関係機関との連携により問題解決のための援助を行う。	5,193 (5,073) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 聴覚障害者相談員事業
7. 視覚障害者情報提供事業	視覚障害者とその家族に対し、日常生活上必要な情報を点訳や音訳により提供する。	2,663 (2,669) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 障害者福祉事業 【サービス区分】 視覚障害者情報提供事業
8. ボランティアセンター運営	市内の各区において、ボランティア・市民活動に関する相談・ニーズ把握・コーディネート、効果的な情報発信を行うと共に、各区ボランティア連絡会や活動団体及び個人に対して、広報や団体活動助成金等の支援を行うことで、ボランティア・市民活動の更なる振興を図る。	7,654 (7,997) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 ボランティアセンター事業 【サービス区分】 ボランティアセンター運営事業
9. ボランティア体験学習事業	市内のボランティア・市民活動団体や福祉施設等と協働し、ボランティア活動の体験機会を企画し、参加者個々の「新たな発見」や「共に生きる力の重要性」への気づきを支援すると共に、新たなボランティア・市民活動を行う人材の発掘及び育成を図る。	【サービス区分】 ボランティアセンター運営事業
10. ボランティア地域普及啓発事業	市内の各区において、ボランティア・市民活動団体と共に普及啓発イベントや講演会を開催したり、各区の区民祭りなどに参加し、多くの市民に対して、ボランティア・市民活動、福祉意識の高揚及び地域福祉推進について啓発を図る。	
11. ボランティア講座	ボランティア入門・専門分野ボランティア養成・資質向上など、様々な分野や活動ニーズに応じた講座を各区において企画・実施することで、福祉意識やボランティア・市民活動への意識の高揚を図る。	
12. 福祉教育・ボランティア学習推進事業	市内の各区において、市民や地域の各種団体及び学校からの、福祉教育及びボランティア学習に関する企画の相談から実施に至るまでを支援すると共に、これらの企画支援を行う人材を養成し、更なる福祉教育・ボランティア学習の推進を図る。	

13. 地域福祉活動計画進行管理	地域福祉活動計画の着実な実行を図るため「さいたま市地域福祉推進委員会」を開催すると共に、必要な調査等の実施により計画の適切な進行管理を行う。	<p style="text-align: right;">1,084 (1,430)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 調査・普及・宣伝事業 【サービス区分】 調査研究事業</p>
14. 交通遺児育成事業	交通事故により保護者を失った交通遺児を激励することを目的に助成金を交付する。	<p style="text-align: right;">456 (4)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 基金運営事業 【サービス区分】 交通遺児育成基金事業</p>

高齢・障害者権利擁護センター所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度) 単位 千円
1. 高齢・障害者権利擁護センター事業	<p>高齢者や障害者の差別及び虐待事案について相談・通報を受けた関係機関等より相談を受け、問題の整理・援助の方向性等について助言を行う。また、虐待等対応機関の専門性を強化するため、センターに医師及び弁護士を設置し、医学的・法律的視点からの助言を行う。</p> <p>社会貢献への意欲が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた市民後見人候補者を養成する研修を実施する。また、選考により登録した市民後見人候補者が市民後見人として主体的に活動できるよう支援する。</p>	<p>19,435 (17,722)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業</p> <p>【サービス区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業</p>
2. 法人後見事業	<p>認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方の成年後見人、保佐人または補助人として後見活動を行うことにより、本人の権利を保護するとともに、安心して生活が送れるよう支援する。</p> <p>受任調整により家庭裁判所へ推薦した市民後見人候補者が成年後見人等に選任された場合は、その活動を監督・支援していく。</p>	<p>4,080 (4,464)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業</p> <p>【サービス区分】 法人後見事業</p>
3. (仮称) 成年後見制度利用総合支援事業の実施検討	<p>低所得世帯に属する方等を対象に、成年後見制度の利用に際し、後見等の開始申立てを行う方からの相談に応じるとともに、申立てに関する書類の作成等を支援する事業について、平成30年度の実施に向けて、事業実施方法の検討や要綱等の整備を行う。</p>	<p>298 (0)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 調査・普及・宣伝事業</p> <p>【サービス区分】 調査研究事業</p>
4. 日常生活自立支援事業	<p>認知症等の高齢者や知的障害・精神障害等のある方が、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助を行い支援する。また、必要な方には書類等の預かりも行う。</p>	<p>41,435 (39,679)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業</p> <p>【サービス区分】 日常生活自立支援事業</p>
5. (仮称) 高齢者くらしあんしん事業の実施検討	<p>契約能力がある高齢者と契約し、低額又は無料で入院や施設入所時の保証機能等を担うことで、住み慣れた地域で自立した生活を続けることが出来るよう支援する事業について、平成30年度の実施に向けて、事業実施方法の検討や要綱等の整備を行う。</p>	<p>298 (0)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 調査・普及・宣伝事業</p> <p>【サービス区分】 調査研究事業</p>

6. 心配ごと相談所事業	<p>日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や他の専門機関への紹介を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談会場 週1回：大宮区役所・南区役所・浦和区保健センター 月2回：中央区役所・岩槻区役所 	<p>1,396 (1,339)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 心配ごと相談所事業</p> <p>【サービス区分】 心配ごと相談所事業</p>
7. 福祉サービス苦情相談窓口事業	<p>福祉サービスの利用に関する苦情に対して、地域住民や有識者で構成する第三者機関を設け、公正な立場から利用者の意見代弁や提言を行い苦情の解決を図る。</p>	<p>1,678 (1,690)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 高齢・障害者権利擁護センター事業</p> <p>【サービス区分】 福祉サービス苦情窓口事業</p>
8. 緊急生活資金貸付事業	<p>不測の出費などにより一時的に生計の維持が困難になった世帯に対し、資金の貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般貸付：限度額 3万円 特別貸付：限度額 10万円 	<p>24,629 (24,058)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 貸付事業</p> <p>【サービス区分】 緊急生活資金貸付事業</p>
9. 生活福祉資金貸付事業	<p>埼玉県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金等の相談・受付を行う。</p> <p>○生活福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 失業者等の日常生活全般に困難を抱えている世帯に対する、生活の立て直しに必要な費用の貸付。 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対する、技能習得、住宅改修、福祉用具購入等に必要な経費の貸付。 低所得世帯に属する方が高等学校、大学等への入学に係る経費及び就学に必要な経費の貸付。 低所得又は要保護の高齢者に対する、一定の居住用不動産を担保とした生活資金の貸付。 <p>○埼玉県障害者福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活ホーム等施設の開設に必要な建築物の購入及び増改築等に要する費用の貸付。 	<p>21,661 (1,291)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 貸付事業</p> <p>【サービス区分】 生活福祉資金貸付事業</p>

<p>10. 保育士修学資金貸付等事業</p>	<p>○保育士修学資金貸付事業 ・指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指し、資格取得後に市内の保育所等で保育士業務に従事しようとする方に対し、修学を容易にし、質の高い保育士の養成及び確保を図るため、修学資金等の貸付を行う。</p> <p>○保育補助者雇上費貸付事業 ・保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図るため、保育資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付を行う。</p> <p>○保育士就職準備金貸付事業 ・潜在保育士（保育資格を有する方であって、保育士として勤務していない方）が、保育士として保育所等に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付を行う。</p> <p>○未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業 ・未就学児を持つ潜在保育士が、保育士として保育所等に勤務することが決定し、当該保育士の未就学児が保育所等に入所した場合、当該保育士が支払うべき保育料の一部について貸付を行う。</p>	<p>477,804 (393,605)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 貸付事業（公益） 【サービス区分】 保育士修学資金貸付等事業</p>
<p>11. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</p>	<p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格の取得と自立の促進を図るため、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。</p>	<p>35,402 (48,601)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 貸付事業（公益） 【サービス区分】 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</p>
<p>12. 行路困窮者旅費支給事業</p>	<p>不測の事態により交通費に困窮する方に対し、旅費を支給することにより移動等の目的達成を支援する。</p>	<p>88 (101)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 連絡・調整・助成事業 【サービス区分】 行路困窮者旅費支給事業</p>

<p>13. 障害者生活支援センターの運営（南区）</p>	<p>障害者及びその家族、支援機関を対象に相談支援を行い、地域での自立と社会参加を促進するために、各種情報の提供や一人ひとりに応じたサービスの利用援助、関係機関との連絡調整などを行う。</p> <p>○基幹相談支援センター業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談支援を行う。 ・地域の相談支援体制の強化に努め、各種研修会の企画及び運営等を行う。 ・地域移行及び地域定着の促進や体制整備に関わるコーディネートを行う。 ・障害者の権利擁護及び虐待防止に関する広報や啓発活動を行い、成年後見制度利用に関する相談支援を行う。 	<p style="text-align: right;">29,678 (29,578)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業</p> <p>【拠点区分】 障害福祉サービス等事業</p> <p>【サービス区分】 障害者生活支援センター事業</p>
-------------------------------	---	--

在宅サービス課所管事業

事業名	概要	予算額 (前年度) 単位 千円
1. 訪問介護事業 (介護予防訪問介護事業を含む)	<p>要介護(支援)者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活全般にわたり必要な援助を行う。</p> <p>平成29年4月より要支援者については「介護予防・日常生活支援総合事業」において訪問型サービスの提供を行う。</p>	110,543 (119,480) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 居宅介護等事業 【サービス区分】 訪問介護(介護予防訪問介護)事業
2. 訪問看護事業 (介護予防訪問看護事業を含む)	<p>要介護(支援)者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、主治医が認めた療養上の世話を行うとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図る。また、24時間連絡体制を確保し、電話相談や必要に応じ訪問を行う。</p>	25,559 (26,961) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 訪問看護(介護予防訪問看護)事業
3. 居宅介護支援事業	<p>要介護者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な保健医療サービス及び福祉サービスが適切に利用できるよう計画を作成し、当該サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う。</p>	80,705 (80,148) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 居宅介護支援事業 (おおみや、うらわ、岩槻)
4. 介護予防支援事業	<p>改正介護保険法の施行に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図れるように要支援者の自立の促進と重度化予防の推進を図る。このため、個々の能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス等の適切な利用ができるよう計画を作成して提案する。また、当該サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整や住民主体の多様なサービスの開発を進める。</p>	15,954 (19,941) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 地域包括支援センター事業 (みなみ、岩槻) 居宅介護支援事業 (おおみや、うらわ、岩槻)

5. 認定調査業務	<p>介護保険被保険者の要介護(支援)度を審査・判定するために必要となる被保険者の心身の状況などに関する調査(訪問調査)を行う。</p>	<p>880 (931)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 居宅介護支援事業 (おおみや、うらわ、岩槻)</p>
6. 地域包括支援センター事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行い、地域包括ケアシステムの推進を図る。</p> <p>また、地域ケア会議(さいたま市では全4階層)の一環として、「地域支援個別会議」や「地域支援会議」を開催し、多職種協働で個別課題解決や地域課題の把握及び解決に取り組む。</p> <p>また、第2層生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築を推進する。</p> <p>年末年始を除く年中無休で開所し、夜間・早朝でも連絡の取れる体制を継続する。</p>	<p>77,463 (72,726)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 地域包括支援センター事業 (みなみ、岩槻)</p>
7. 包括・在支総合支援センター運営事業	<p>地域包括支援センターやそのブランチである在宅介護支援センターの後方支援として、各センターに対する支援や連絡調整等を含む基幹的な役割を担い、さいたま市における介護予防・日常生活支援総合事業への移行が円滑に進められるための取組を行う。特に各センターと関係機関の連携や連絡調整等を目的とした会議を効果的に開催する。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの構築を担う各地域包括支援センターへの支援を通じ、共通課題の整理・分析等を行い、業務の質の向上・平準化への支援を行う。</p>	<p>70,950 (70,950)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 在宅介護支援センター事業 【サービス区分】 包括・在支総合支援センター</p>
8. ひとり暮らし高齢者安否確認等事業	<p>65歳以上の単身高齢者で、安否確認を希望する方に対して、専門のスタッフが定期的に電話をし、安否確認及び必要に応じた各種相談に応じる。</p>	<p>4,478 (4,478)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 ひとり暮らし高齢者安否確認等事業</p>
9. 生活援助員派遣事業	<p>65歳以上の高齢者で要支援・要介護になるおそれのある方にホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。</p>	<p>1,896 (1,967)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 居宅介護等事業 【サービス区分】 生活援助員派遣事業</p>

10. 認知症高齢者相談事業	<p>認知症地域支援推進員等による認知症高齢者やその家族等からの電話相談及び面接相談、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。また、専門の医師が認知症高齢者やその家族等に対し、個別に相談に応じ、認知症に対する正しい知識と理解、専門医の受診、介護方法等について適切な助言及び指導等を行う。</p>	<p>4,974 (3,600)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 認知症高齢者相談事業</p>
11. 障害福祉サービス事業	<p>障害者(児)及び常時介護を必要とする重度の障害者(児)を対象に、入浴、排泄、食事介助等の身体介護、家事援助、通院介助、視覚障害の方の外出支援など日常生活あるいは社会参加に必要なサービスを提供する。</p>	<p>76,024 (77,384)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 障害福祉サービス等事業 【サービス区分】 居宅介護事業</p>
12. 地域生活支援事業 (移動支援)	<p>障害者(児)に、地域における自立生活及び社会参加ができるよう外出のための支援を行う。</p>	<p>4,109 (4,109)</p> <p>【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 障害福祉サービス等事業 【サービス区分】 移動支援事業</p>
13. 子育てヘルパー派遣事業	<p>妊産婦等及び小学校6年生までの児童を持つ保護者の体調不良時等にホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。</p>	<p>2,520 (2,520)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 児童福祉事業 【サービス区分】 子育てヘルパー派遣事業</p>
14. 訪問看護事業	<p>高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法の規定に基づき、疾病又は負傷により家庭において継続して療養を受ける状態にある被保険者に、主治医が認めた療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。 また、利用する方が安心して在宅生活を送れるよう24時間連絡体制を確保し、電話相談や必要に応じ訪問を行う。</p>	<p>35,883 (35,883)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 医療事業 【サービス区分】 大宮訪問看護ステーション設置運営事業</p>
15. 有償在宅福祉サービス事業	<p>概ね65歳以上の高齢者、障害者(児)、ケガや病気等で援助が必要な心身傷病者及び当訪問看護ステーションの利用者を対象に、日常生活を営むのに一時的な援助が必要な方に対して、有償で家事援助、身体介護、外出介助及び訪問看護(学校等での吸引等の医療処置)のサービス提供を行う。</p>	<p>2,205 (2,205)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 高齢者福祉事業 【サービス区分】 有償在宅福祉サービス事業</p>

16. 地域包括支援センター職員研修事業	地域包括支援センターの適切な運営が図れるよう、地域包括支援センター職員（社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等）に対し、必要な知識と技術が習得できるよう研修会を企画・実施する。	823 (823) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 地域包括支援センター職員研修事業
17. 市民に対する介護技術等の研修に関する事業	市民や市内の介護事業所に所属する方を対象に、介護技術の知識習得と技術向上等を図るため、研修会を実施する。	662 (630) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 調査・普及・宣伝事業 【サービス区分】 在宅福祉サービス調査・研修等事業
18. 在宅ケアサービスについての相談助言・情報提供に関する事業	地域ニーズにあわせた講座を実施し、市民に対して相談助言・情報提供等を行っていく。	130 (174) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 調査・普及・宣伝事業 【サービス区分】 在宅福祉サービス調査・研修等事業
19. 在宅ケアサービスについての調査・研究に関する事業	在宅ケアサービスについて法改正等の取り巻く状況を把握し、行政や福祉団体等の実施状況を踏まえ、必要とされるサービスを調査し、より質の高いサービス提供を図るための調査・研究を行う。	120 (108) 【事業区分】 社会福祉事業 【拠点区分】 調査・普及・宣伝事業 【サービス区分】 在宅福祉サービス調査・研修等事業
20. 生活支援体制整備事業	本会がこれまでも進めてきた地域福祉活動と連携するために、関係課所と協働し包括的な支え合いの地域づくり推進のための取組を行う。高齢者の在宅生活を支えるため、市全域における、多様な事業主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築を支援するために、さいたま市高齢者生活支援コーディネーターの配置及びさいたま市高齢者生活支援推進協議会の運営を行う。 また、日常生活圏域27か所における第2層生活支援コーディネーターの活動及び第2層協議体の運営について支援を行う。	15,624 (5,500) 【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 生活支援体制整備事業

<p>21. さいたま市地域の担い手養成 研修事業</p>	<p>地域住民を対象に、地域活動への経験がない方でも、地域活動に参加できるようになるための基礎的な内容の研修を企画・実施する。参加者は、修了後「地域の担い手」あるいは、市が定めたOJT研修をs所属する事業所で受けることで、「家事支援型訪問介護サービス」に従事できる研修として位置付けられている。</p>	<p style="text-align: right;">2,000 (1,706)</p> <p>【事業区分】 公益事業 【拠点区分】 介護保険事業 【サービス区分】 担い手養成研修</p>
-----------------------------------	---	---

